

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君 臨時速記 山川 芳子君
事務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助役 浅見 裕康君 収入役 内田 和雄君

教育 長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 矢崎 茂夫君 監査委員 黒田 登君 選挙管理委員長 川辺 登茂次君

行政推進 担当 参事 関口 清君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成三年第一回福生市議会定例会議事日程(第四日目)

開議日時 三月二十二日(金) 午前十時

日程第一十八 議案第九号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二十六 議案第十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三十四 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第四十二 議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第五十 議案第十三号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第五十八 議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第六十六 議案第十五号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第七十四 議案第十六号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第八十二 議案第十七号 福生市文化財保護条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第九十 議案第十八号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第九十八 議案第十九号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十四 議案第二十一号
日程第十五 議案第二十二号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例 (審査報告)
福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例

日程第十六 議案第二十三号
日程第十七 議案第二十五号

福生市プチャラリー条例 (仮称) 熊川・松原線改良事業(歩道橋)の事務の委託を受けることについて (審査報告)

日程第十八 議案第二十六号
日程第十九 議案第二十七号

平成二年度福生市一般会計補正予算(第五号) (審査報告)
平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

日程第二十 議案第二十八号
日程第二十一 議案第二十九号

平成二年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号) (審査報告)
平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号) (審査報告)

日程第二十二 議案第三十号
日程第二十三 議案第三十一号

平成三年度福生市一般会計予算 (審査報告)
平成三年度福生市国民健康保険特別会計予算 (審査報告)

日程第二十四 議案第三十二号
日程第二十五 議案第三十三号

平成三年度福生市老人保健医療特別会計予算 (審査報告)
平成三年度福生市下水道事業会計予算 (審査報告)

日程第二十六 議案第三十四号
日程第二十七 議案第三十五号

市道路線の認定について (審査報告)
高齢者福祉事業改善についての陳情書 (審査報告)

日程第二十八 陳情第三十一号
日程第二十九 陳情第三十二号

市営斎場建設に関する陳情書 (審査報告)
青梅線以東への消防団設置に関する陳情書 (審査報告)

日程第三十 陳情第三十三号
日程第三十一 陳情第三十四号

青梅線以東への地域体育館建設に関する陳情書 (審査報告)
「新学習指導要領の撤回を求める意見書」提出についての陳情書 (審査報告)

日程第三十二 陳情第三十六号
日程第三十三 閉会中の継続審査申し出について

日程第三十四 特定事件の継続調査について

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成三年第一回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

（追加その一）

追加日程第一 議案第三十八号

市道田園二八号線外二路線改良工事（五日市線熊川く東秋留間一K三七六M付近立体交差工事）委託契約の変更

日程第二十 議案第二十八号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）
日程第二十一 議案第二十九号 平成三年度福生市一般会計予算（第三号）
日程第二十二 議案第三十号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計予算
日程第二十三 議案第三十一号 平成三年度福生市老人保健特別会計予算
日程第二十四 議案第三十二号 平成三年度福生市下水道事業会計予算
日程第二十五 議案第三十三号 平成三年度福生市環境衛生事業会計予算
日程第二十六 議案第三十四号 市道田園の認定について
日程第二十七 議案第三十五号 高砂町道に接する敷地について
日程第二十八 議案第三十六号 市道田園の認定について
日程第二十九 議案第三十七号 市道田園の認定について
日程第三十 議案第三十八号 市道田園の認定について
日程第三十一 議案第三十九号 市道田園の認定について
日程第三十二 議案第四十号 市道田園の認定について
日程第三十三 議案第四十一号 市道田園の認定について
日程第三十四 議案第四十二号 市道田園の認定について
日程第三十五 議案第四十三号 市道田園の認定について

午前十時四分 開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成三年第一回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る三月十九日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新しく提出された案件はなく、すべて委員会において審査された報告であります。

また、日程の順序につきましては、お手元に御配付の日程表のとおりと決定いたしました。次に全員協議会でございますが、理事者の申し入れがありますので、本会議終了後、開催することといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、有終の美を飾り会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（仲村清信君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

○議長（仲村清信君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第九号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、二十六市の現時点での実施状況について伺いたいとの質疑に対し、理事者より、期末手当の年間支給率の改定は、現在二十一市が改定し、職務加算措置は議員職については二十市が二〇％であるとの答弁がありました。

また、委員より他市における遡及適用の状況と遡及しなければならない理由を伺いたいとの質疑に対し、理事者より遡及適用については、過半数の市が四月一日で遡及適用することで福生市も提案しているとの答弁がありました。

また、委員より議員の職務加算を二〇％とする基準は何かという質疑に対し、理事者より、東京都では職員の指定職給与の支給の例によっており、自治省でも一般職の最高額に倣うことが望ましいとの指導があり、また他市の状況等を勘案して二〇％としたものであるとの答弁がありました。

また、委員より議員についてなぜ一般職の最高に合わせて二〇％に決めたかについての根拠が薄弱であり、市民に説明しにくいし、説明できないものはやめた方がよいとの意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。また、何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第十号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十号について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

○議長（仲村清信君） 御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第十一号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、報酬審議会には報酬額についてだけ答申をもらい、率の関係については諮問をしないのかとの質疑に対し、理事者より、一般的に報酬枠を中心に検討されている。他市では、一、二の市で今回のような処置についても議題としているところもあるが、当市では従来からの形をとらせていただいているとの答弁がありました。

また、委員より期末手当の支給率の他市の状況はどうかとの質疑に対し、多摩市が五・五カ月以内と条例で規定しているが、他の市はほとんどが五・一カ月から五・三五カ月への改定案を提出しているとの答

弁がありました。

委員より、支払う側の市長が百分の二十を提案するのは納得できないし、市民の税金からの支払いに関しては、第三者機関を経る手続が踏まれておらず賛成できないとの意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十一号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第十二号につき、委員会における審査報

○ 本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

○ 議案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○ 議長（仲村清信君） 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（仲村清信君） 日程第八 議案第三十六号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

○ 総務委員長（林田 武君） （総務委員長 林田 武君登壇）

御指名をいただきましたので、議案第三十六号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照
理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、受給者人数は何人か。通学定期一年分程度の支給も検討してはどうかとの質疑に対し、理事者より、平成元年度二十一人、二年度十六人、本年度は募集中であるが、既に十五人が用紙をとり来ている。定期の支給は高等学校は通学範囲も広いいため支給していないが、今後、改定の時点において検討したいとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

できます。

○ 議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（仲村清信君） 日程第九 議案第十六号 福生市文化財保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○ 総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第十六号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十 議案第十七号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第十七号に関する厚生委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に質問もなく全員一致、原案を可決すべき

ものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり可決されますようお願い申し上げます、審査報告を終わります。

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十一 議案第十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第十八号に対する厚生委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、委員より、六十五歳以上の寝たきり老人だけでなく、一定の点数があれば、痴呆性老人にも支給されるということであるが、説明書には書いていない。したがって、広報等で市民に知らせてほしいという要望がありました。

また、施設入所者にも支給されるのかという質問に対して、理事者より、今後、広報活動の中で指摘された分について、文章を加えて案内をする考えである。また、基本的には、老人ホーム等の入所者には手当は支給されないとの答弁がありました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員長報告のとおり決定されるようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第十九号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第十九号に関する厚生委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今まで審議をしてきた各種の手当の上げ幅について、その根拠を伺いたいとの質疑に対して、理事者より最終的には東京都の考え方で、額の根拠について具体的な説明は特になかったとの答弁がございました。

なお委員より、これらの手当については物価上昇率を掛けた金額ぐらいを上げるようにしてもらわないと、生活水準を保つということは非常に難しいと思われるので、担当者会議等で要望していただきたいというような発言がありました後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり可決されますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。